

役員報酬等の決定方針

1. 取締役の報酬等の決定方針

(1) 個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、いずれも金銭報酬である固定報酬と業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されております。また、中長期的な業績と連動させるため、各役位に応じて設定された額以上の額を報酬から拋出のうえ、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は、在任期間中および退任後1年間は継続して保有することとしております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定しております。取締役の報酬についての株主総会の決議につきましては、2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役の報酬の総額は「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」とご承認いただいております。

当社は、取締役（執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下同じ。）、専務執行役員、常務執行役員および上級執行役員の報酬に年俸制を適用しており、その取扱基準を定めた年俸規程を制定しております。この年俸は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬に区分しており、基本報酬と業績連動報酬のいずれについても、各役員役位の役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定します。また、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとし、その額は、前年の実績や同規模企業等の世間水準等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会において決定しております。

(2) 個人別の報酬等の額の具体的な決定方法および固定報酬と業績連動報酬等の割合の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。また、取締役の業績連動報酬は、(i) 等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、(ii) 年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社（または企業グループ）の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。

業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

① 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、担当領域の規模・責任や経営への影響度合いに応じて、次の数値としております。

・ 代表取締役および取締役（執行役員兼務を含む）

・・・・・・・・親会社株主に帰属する当期純利益

代表取締役および取締役（執行役員兼務を含む）については、グループ全体の経営に責任を持つことから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績目標の指標としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整

の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。

- ②目標達成率は、各業績目標の通期修正予算（上半期期初予算＋下半期修正予算）に対する実績数値（特殊要素加減後）の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、ガバナンス委員会において決定します。
- ③取締役が営業部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数（支給係数）を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、営業部門の執行役員としての支給係数（業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。）の50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。
- ④固定報酬は、5月開催のガバナンス委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催のガバナンス委員会において額を決定し、その翌月に支給します。

（3）ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記（2）の方針に基づき、個人別の報酬等の額を決定する権限を持ちます。透明性・公平性を確保するため、委員の過半数および委員長を社外取締役としております。

委員長：松本伸也社外取締役

委員：坪井鈴兒社外取締役、大隅毅代表取締役社長

2. 監査役の報酬等の決定方針

当社の監査役の報酬は、その総額を株主総会の決議によって定め、各監査役への配分については、監査役の協議により監査役会で決定しております。なお、業務執行から独立した立場である監査役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。監査役の報酬についての株主総会の決議につきましては、2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、監査役の報酬の総額は「年額50百万円以内」とご承認いただいております。

以 上